



令和2年10月2日

## 自殺報道担当デスク様

**自殺に関する報道は「子どもや若者の自殺を誘発する可能性」があるため、WHOの『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道の徹底をお願いいたします。**

ご承知のとおり、この数ヶ月の間に有名人の自殺が相次いでいることから、いま、かつてない規模と頻度で「自殺報道」が行われています。しかし、自殺に関する報道は「子どもや若者の自殺を誘発する可能性」があるとされており、WHO（世界保健機関）が『自殺報道ガイドライン』を定めて、自殺対策に資する自殺報道を呼びかけています。なぜなら、自殺報道においては「できるだけ細かく正確に伝えること」が、結果として自殺を誘発することになりかねない危険を孕んでいるからです。とりわけ最近、新型コロナウイルス感染症の影響で、心理的に不安定な状況にある人が増えています。不適切な自殺報道は「自殺すれば楽になれる」「この苦しみから逃れるには自殺するしかない」といったイメージを与えかねず、危険です。

自殺を誘発するような自殺報道をしないために、御社におかれましては、以下の点にご留意いただき、WHO『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道に徹するよう、お願いいたします。

### 《センセーショナルな自殺報道による留意すべきリスク》

- ▼自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- ▼有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人（自身と同じ境遇の人など）の自殺は、その危険性が極めて高くなること。（参考「WHO自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版 はじめに」）
- ▼新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることが懸念されること。

WHO（世界保健機関）による『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版（いわゆる『自殺報道ガイドライン』）』において、自殺関連報道として「やるべきでないこと」と「やるべきこと」が明示されています。以下は、その抜粋です。

### 《自殺関連報道として「やるべきでないこと」》

報道を過度に繰り返さないこと／自殺に用いた手段について明確に表現しないこと／自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと／センセーショナルな見出しを使わないこと／写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

### 《自殺関連報道として「やるべきこと」》

有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること／支援策や相談先について、正しい情報を提供すること／日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること／自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

相談先の案内については、以下リンクをご参照ください。また、地域の相談窓口も加えてご紹介ください。

- ・よりそいホットライン（電話相談）<https://www.since2011.net/yorisoi/>
- ・生きづらびっと（SNS相談）<https://yorisoi-chat.jp/>
- ・厚生労働省 相談先一覧 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan\\_info.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_info.html)
- ・いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）<https://jssc.ncnp.go.jp/soudan.php>

報道ガイドラインの詳細は、厚生労働省のサイトにアップされている当該資料をご覧ください。

「厚労省 自殺報道」で検索。もしくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf>